

米国ケリー・リーバーマン法案における国際競争力配慮業種への無償割当

○ 業種の特定

- ・ (A)か(B)のどちらかの条件を満たす業種。
 - (A) (1) エネルギー集約度：(電力料金+燃料購入代金) /出荷額 > 5%、または
GHG 集約度：(GHG 排出量×20 ドル) /出荷額 > 5%、かつ
 - (2) 貿易集約度：(輸入額+輸出額) /出荷額 > 15%
 - (B) 若しくは、エネルギー集約度か GHG 集約度のどちらかが 20%以上
- ・ 業種の特定は、6 桁の NAICS(北米産業分類コード) により行う。結果は、EPA 長官が 2011 年 6 月末までにリストとして発表する。EPA 長官は、その後 4 年毎にリストの見直しを行う。

○ 国際競争力配慮業種への無償割当量

- ・ 2013～2029 年までの排出枠を割当てる。その割合は、2013～2015 年割当総量の 2% (2013 年において約 9 千 4 百万 t-CO₂)、2016～2025 年割当総量の 15% (2016 年において約 8.3 億 t-CO₂)、以降割合は減少する。

○ 割当方法

- ・ ETS 対象者は、直接炭素係数 (direct carbon factor) と間接炭素係数 (indirect carbon factor) に応じた割当を、非 ETS 対象者は、間接炭素係数に応じた割当を受ける。

・ 【直接炭素係数】

割当を行う前 2 年間の平均生産量×当該業種のベンチマーク (t-CO₂/生産量 1 単位)

- ベンチマークは、4 年に 1 度 EPA 長官が定める。
- ベンチマークは、当該業種の ETS 対象事業者の生産量 1 単位当たりの平均 GHG 排出量とする。
- ベンチマーク算定に用いるデータは、過去最長 7 年間までのデータのうち、生産量あたりの GHG 直接排出量が最大/最小な年を除いて、入手可能な最新の 5 年間の平均とする。
- 効率改善を確実なものとするため、ベンチマークの値は、過去の値を上回ってはいけない。
- 国際競争力配慮業種と見なされることを望む業種及び米国各省庁は、EPA が直接炭素係数算定に必要と考えるデータの提供を行う。

・ 【間接炭素係数】

割当を行う前 2 年間の平均生産量×電力部門のベンチマーク (t-CO₂/kWh) ×当該業種の電力消費原単位 (kWh/生産量 1 単位)

- 電力部門のベンチマークについて、国際競争力配慮業種の対象となっている事業者が電力を供給している事業者は、ETS 対象者及び EPA 長官に対して、毎年供給する電力の供給量(kwh)あたりの排出実績についての情報を提供しなければならない。
- 電力消費原単位は、4年に1度 EPA 長官が定める。電力消費原単位算定に用いるデータは、過去最長7年間までのデータのうち、生産量あたりの電力消費原単位が最大／最小の年を除いて、入手可能な最新の5年間の平均とする。
- 電力部門のベンチマーク及び電力消費原単位共に、効率改善を確実なものとするため、過去の値を上回ってはいけない。
- 電力供給者が、無償割当を受けている場合、無償割当を受けた電力分については、電力価格上昇による影響を受けないものと考えられることから、EPA 長官が間接炭素係数を調節する。
- 国際競争力配慮業種とみなされることを望む業種及び米国各省庁は、EPA が間接炭素係数算定に必要と考えるデータの提供を行う。